夏期一時金の支給日に関する項目

期末・勤勉手当については、現行の期末・勤勉手当条例に基づき、６月２９日に支給したい。

一時金の傾斜配分（役職段階別加算措置）に関する項目

「民間の支給割合の実態を見ると、役職段階別にかなりの差があり支給割合を均衡させる」という趣旨から、平成２年に制度化したものであり、要求に応じることは困難。

勤勉手当への「成績率」適用に関する項目

評価結果の勤勉手当の成績率への反映は、「勤務実績のより的確な反映」のために、平成１９年度から前年度の評価・育成システムの評価結果を活用し、実施しているところ。

常勤講師・臨時主事の夏期一時金は、基準日の翌月から基準日までの在職・勤務期間に応じて支給することに関する項目

現行の給与制度において、期間率及び支給割合に関する要求に応じることは困難。

非常勤講師・非常勤特別嘱託員・非常勤若年特別嘱託員・非常勤職員に一時金制度を導入することに関する項目

非常勤の職員に対して期末・勤勉手当を支給することは、地方自治法の規定から困難。

なお、ならし保育中の育児休業については、承認できるよう検討を行ってまいりたい。細部については、引き続き協議してまいりたい。